

資料3

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の利用差額通知の実施について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用については、医療費適正化の観点により、国および東京都から保険者に対し、被保険者への勧奨等について強く求められているところである。

については、当区においても、増加する医療費の適正化および抑制を図るためつぎのとおり差額通知を被保険者あてに通知する事業を実施する。

1 目的

後発医薬品の普及により、薬剤費の抑制および削減を図ることを目的とする。

2 時期

平成 24 年 10 月中旬

次年度以降も年に 1 回実施予定

3 実施方法

- (1) はがきにより対象者へ通知する。（様式は別紙のとおり）
- (2) 東京都国保連合会が設置するコールセンターにて問い合わせに対応する。
平日の 9 時から 17 時まで開設

4 抽出対象予定および送付件数

- (1) 20 歳以上の方
- (2) 先発医薬品を服用している方で生活習慣病および慢性疾患に使用される薬を処方されている方
- (3) レセプトを分析して、自己負担の軽減可能額が一定以上ある方
今回は 1 被保険者あたり 1 月に 500 円以上
- (4) 約 3,000 件程度を想定している。